

見積徴収時の注意点について

県有施設の定期点検業務の特記仕様書の変更について

「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示」が改正されたことを受け以下のとおりとする。

- 常時閉鎖式防火扉はこれまで「建築物点検」で調査を実施していましたが、今後は「防火設備点検」の中で調査を実施するように特記仕様書を変更しました。（下表による）
- 防火設備点検における常時閉鎖式防火扉に係る項目については、改正後において特定建築物調査員による調査を実施することはできません。調査が可能なのは、一級建築士、二級建築士、**防火設備検査員**です。
- 見積作成においては、常時閉鎖式防火扉は、防火設備点検に計上してください。

県が特定行政庁として所管する民間建築物について

- 常時閉鎖式防火扉の点検が「防火設備点検」に移るのは、**県有施設の定期点検**に限ります。民間施設の定期報告はこれまでどおり「建築物点検」の中で調査を実施するため御注意ください。
- 県が特定行政庁として所管する民間建築物における常時閉鎖式防火扉の調査が可能なのは、一級建築士、二級建築士、**特定建築物調査員**となります。

県有施設と民間施設の違い

常時閉鎖式防火扉の点検

	建築物点検	防火設備点検
県有施設		○
民間施設	○	

※上記のように「常時閉鎖式防火扉」の検査は、民間建築物と県有施設で報告の仕方が異なるので見積徴収時には御注意ください。

※令和6年度国土交通省告示第974号及び令和7年国土交通省告示第53号による改正

対象についてご不明な点がある方は、下記にご連絡ください。

常時閉鎖式防火扉の点検

	所管	電話番号
県有施設	静岡県行政経営課	054-221-3092
民間施設	静岡県建築安全推進課	054-221-3078